

平成28年度事業計画

第1 活動の指針

平成28年は、第10次大分県交通安全計画の初年にあたり、本年は同計画に沿って交通事故のない社会をめざし、人命尊重を基本理念として、県民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、年間死者数を39人以下、交通事故死傷者数5,900人以下を達成するための交通安全活動を推進する。

1 年間交通安全スローガン

「おこさず あわず 事故ゼロ」

◎ 要旨

「自分の命・ひとの命を交通事故から守るため、県民の一人ひとりが交通社会の一員としての自覚と責任を持ち、交通事故のない、安全で安心して住める豊の国づくりの実現を目指す」

2 活動の重点

- (1) 高齢者と子供の交通事故防止
- (2) 追突事故の防止 ～3秒の車間距離～
- (3) 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～
- (4) 二輪車・自転車の安全利用の推進
- (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (6) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

第2 重点に対する取り組み

1 高齢者と子供の交通事故防止

(1) 高齢者の交通事故防止

- ア 女性ドライバー協議会による高齢歩行者セーフティサポート活動を実施する。
- イ 反射材の普及促進に努める。

- ウ 高齢者を対象とした交通安全教室を開催する。
- エ 高齢者を対象とした自転車大会を開催する。
- オ 高齢者を対象とした四輪車大会を開催する。
- カ J A F と共催の高齢者を対象とした体験講習会を開催する。
- キ 新聞・テレビ・ラジオによる広報・啓発を行う。
- ク 協会広報紙による広報・啓発を行う。
- ケ 横断幕・チラシ等による広報・啓発を行う。
- コ 老人クラブ等の行事協賛による広報・啓発を行う。

(2) 子供の交通事故防止

- ア 幼稚園・保育園での交通安全親子教室に交通指導員を派遣して支援する。
- イ 小・中・高等学校の自転車交通教室に交通指導員を派遣して支援する。
- ウ 自転車シミュレーターを活用した交通安全体験教育を行う。
- エ 4月中を「新入学園児・児童を交通事故から守る月間」とし、交通指導、広報啓発を行う。
- オ 新聞・テレビ・ラジオによる広報・啓発を行う。
- カ 協会広報紙による広報・啓発を行う。
- キ 横断幕・チラシ等による広報啓発を行う。
- ク 自転車整備店と連携したT Sマークの普及促進活動を推進する。

2 追突事故の防止 ～3秒の車間距離～

- (1) 新聞・テレビ・ラジオによる広報・啓発を行う。
- (2) 協会広報紙による広報・啓発を行う。
- (3) 横断幕・チラシ等による広報・啓発を行う。

3 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～

- (1) 新聞・テレビ・ラジオによる広報・啓発を行う。
- (2) 協会広報紙による広報・啓発を行う。
- (3) 横断幕・チラシ等による広報・啓発を行う。

- (4) 老人クラブ等の行事協賛による広報・啓発を行う。
- (5) 広報・啓発グッズ（ハンドルキーパーキーホルダー、飲んだらのれん携帯ストラップ等）による広報・啓発を行う。

4 二輪車・自転車の安全利用の推進

(1) 二輪車の交通事故防止

- ア 安全運転講習会を開催する。（二輪車普及安全協会と共催したグッドライダーミーティング）年6回
- イ 原付講習を実施する。
- ウ 二輪車安全運転県大会の開催
県大会～5月15日 全国大会8月6日・7日

(2) 自転車運転中の交通事故防止

- ア 小・中・高等学校の自転車交通教室に交通指導員を派遣して支援する。
- イ 高齢者自転車教室に交通指導員を派遣して支援する。
- ウ 子供自転車大分県大会の開催
県大会～6月18日 全国大会8月3日
- エ 高齢者自転車大分県大会の開催
県大会～10月に日田市で開催する。
- オ 新聞・テレビ・ラジオによる広報・啓発を行う。
- カ 協会広報紙による広報・啓発を行う。
- キ 横断幕・チラシ等による広報・啓発を行う。

5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 新聞・テレビ・ラジオによる広報・啓発を行う。
- (2) 協会広報紙による広報・啓発を行う。
- (3) 横断幕・チラシ等による広報・啓発を行う。

6 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- (1) 新聞・テレビ・ラジオによる広報・啓発を行う。
- (2) 協会広報紙による広報・啓発を行う。

- (3) 横断幕・チラシ等による広報・啓発を行う。
- (4) 反射材の普及活動を推進する。
- (5) 夜間体験講習会を開催する。

第3 広報・啓発事業

1 県民活動に併せた活動

(1) 交通安全日の街頭活動

毎月1日（マナーアップの日）、20日（県民交通安全日・飲酒運転根絶県民運動の日）の2回、街頭広報啓発活動を中心とした安全活動を推進する。

(2) 期間を定めての活動

ア 新入学(園)児童を交通事故から守る月間

4月中の1ヶ月間、県下の新入学生等に対する交通指導、広報啓発活動を推進する。

イ 春の全国交通安全運動

4月6日（水）から15日（金）までの10日間、集中的、効果的に交通安全活動を推進する。

ウ おおいた夏の事故ゼロ運動

7月15日（金）から24日（日）までの10日間、集中的、効果的に交通安全活動を推進する。

エ 秋の全国交通安全運動

9月21日（水）から30日（金）までの10日間、集中的、効果的に交通安全活動を推進する。

オ 高齢者交通安全キャンペーン

11月1日（火）から1ヶ月間、高齢者交通事故防止を重点に、集中的、効果的な交通安全活動を推進する

カ おおいた冬の事故ゼロ運動

12月15日（木）から12月24日（土）までの10日間、集中的、効果的に交通安全活動を推進する。

2 その他の広報活動

(1) 報道機関による広報活動

春・夏・秋・冬の安全運動期間を重点に行うほか、年間を通じて、テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行う。

(2) 一般広報

ア 街頭広報

主として交通安全日、各種交通安全期間中を重点に主要交差点等で広報・啓発活動を行う。

イ 移動広報

交通安全日、各交通安全運動期間中をはじめ、ほぼ毎日、地域において広報車による広報活動を行う。

ウ パンフレット等の配布

主として各交通安全運動期間中に交通安全チラシ、パンフレット等を作成して配布する。

エ ポスターの掲示

交通安全ポスター、立看板、横断幕等を掲示する。

(3) 交通安全広報誌の発行

交通安全おおいた、支部広報誌等を作成して配布する。

(4) ホームページによる広報

適宜、時期に応じた広報を行う。

(5) 電光掲示板による広報

随時、通行量の多い場所に設置された電光掲示板を活用して広報を行う。

(6) 会員向け広報

会員向け冊子「交通安全協賛店のご利用案内」等により、交通安全協賛店制度等の周知に向けた広報を行う。

(7) AR（拡張現実）広報

安全運転のしおりを利用して交通安全協会の活動状況を動画配信する。

3 啓発活動

(1) 安全運転のしおりを作成配布する。

(2) 交通安全DVD・ビデオテープ等の購入、貸し出しを行う。

(3) 高齢者宅等の訪問指導の実施

女性ドライバー協議会員を中心として、高齢者宅の訪問指導を実施する。

(4) 交通安全大会

ア 交通安全国民運動中央大会への参加

1月中旬頃、東京で開催する全国大会に参加する。

イ 交通安全県民大会への参加

9月8日に大分市で開催される交通安全県民大会に参加する。

ウ 支部交通安全大会の開催

各支部単位で開催する。

(5) 共催・後援、協賛事業

ア J A 共済交通安全ポスター募集事業の後援

イ 小・中学校交通教室の後援

ウ 交通安全フェア等の後援、協賛

エ 高齢者交通安全グランドゴルフ大会等の後援

オ 県警ふれあいコンサートの後援

カ 少年野球大会の協賛

4 体験型交通安全活動

(1) 歩行者安全活動

主として高齢歩行者を対象に安全な横断方法、夜間安全歩行等の安全教室を実施する。

(2) 自転車安全活動

ア 交通安全子ども自転車大会

大分県大会を6月18日（土）に開催し、8月3日（水）に東京で開催される全国大会に参加する。

イ 交通安全自転車教室の実施

各支部において、交通安全自転車教室を実施する。

ウ 交通安全教育リーダーによる自転車教室の実施

中学生を対象に支部において自転車教室を実施する。

エ 高齢者を対象とした交通安全自転車大会を10月に日田市で実施する。

(3) 二輪車安全運転研修

ア 二輪車安全運転大会の実施

大分県大会を5月15日（日）に開催し、8月6日（土）～8月7日（日）に鈴鹿市で開催の全国大会に参加する。

イ 二輪車安全運転講習の実施

二輪車普及安全協会と共催により、安全運転講習、安全運転研修を実施する。

(4) 小学生、園児交通教室

ア 低学年交通教室

各支部において、実技交通教室を実施する。

イ 園児交通教室

各支部において、体験型交通教室を実施する。

(5) 四輪車研修

ア 高齢者安全運転研修会(S u p e rシニアドライビングスクール)

5月22日（日）にJ A Fと共催して、大分県自動車学校で実施する。

イ 高齢者四輪車安全運転競技会

11月20日（日）に大分県自動車学校で実施する。

第4 交通安全活動推進センター事業

1 交通事故相談

交通事故相談、保険請求等の相談を受け、最良の処理方法を教示する。

2 道路使用等相談

適正な道路使用についての相談に応じる。

第5 表彰

1 県表彰

交通安全功労者（団体）、優良運転者等の受付を5月1日から各支部で行い、9月に支部ごとに表彰式を開催する。

2 九州表彰

交通安全功労者（団体）、優良運転者、優良安全運転管理者等の表彰上申を6月に行い、9月に支部ごとに表彰の伝達を行う。

3 全国表彰

交通栄誉章緑十字金章（交通安全功労者、優良運転者）、同銀章（交通安全功労者、優良運転者）、同銅章（交通安全功労者、優良運転者）、交通安全優良団体、交通安全優良学校、優良交通安全協会等の表彰上申を9月に行い、東京での表彰式に参加する。

交通栄誉章緑十字銅章（交通安全功労者、優良運転者）については、9月に支部ごとに表彰伝達を行う。

4 支部長表彰

交通安全功労者、優良運転者（10年、15年）等に対し、支部長が表彰する。

5 大分県交通安全協会表彰

優良運転者（20年、30年、40年、50年）、優良交通安全協会・優良交通安全協会職員を会長が表彰する。

第6 運転適正指導

1 試験場コースの開放

受託事業として、土曜日のコース開放を行う。

2 講習会、研修会

(1) 二輪講習

二輪車普及安全協会と共催し、二輪車講習を行う。

(2) 原付講習

希望者応募により、原付講習を行う。

(3) 四輪講習

県自動車学校、JAF等と共催でシニアドライバースクール等を実施する。

第7 民間等の交通安全活動援助

1 学校

(1) 園児交通教室

幼稚園、保育園が実施する交通安全親子教室等を支援する。

(2) 小中学校交通教室

小中学校が実施する交通安全教室に、指導員を派遣する。

(3) 自転車教室

小中学校、高等学校が実施する自転車交通安全教室に、指導員を派遣する。

2 民間団体

(1) 女性ドライバー協議会

県協会において、必要に応じ研修会等を実施する。

(2) 地域交通教室、高齢者交通教室

ア 地域や老人会が実施する交通教室、交通安全大会等を支援する。

イ J A F等が実施する各種交通安全活動を支援する。

(3) 老人クラブの交通安全活動援助

県老人クラブが実施する「高齢者交通安全グレースボール大会」を援助する。

3 地域交通安全活動推進委員会の研修、援助

(1) 地域交通安全活動推進委員会研修

ア 委員地区会議、研修

各地区で開催する会議、研修会を援助する。

イ 全国研修会の参加

6月10日に東京で開催される全国研修会参加の援助をする。

(2) 地域交通安全活動推進委員協議会の援助

ア 会議等への参加

東京で開催される全国研修会参加の援助をする。

また、協会が実施する各種交通安全行事参加への呼びかけをする。

イ 資料の提供

- 交通安全に関する資料、チラシ等を提供する。
- ウ 協議会独自行事への参加援助
協議会が主催する行事、活動等に援助する。

第8 会議

1 全国会議

- (1) 全日本交通安全協会評議員会
6月に東京で開催され、会長が出席する。
- (2) 都道府県専務理事等会議
3月に東京で開催され、専務理事が出席する。

2 九州会議

- (1) 九州交通安全協会定例総会
4月21日に福岡県で開催され、専務理事が出席する。
- (2) 九州各県専務理事会議
10月27日に佐賀県で開催され、専務理事が出席する。
- (3) 自転車安全整備制度推進ブロック会議
11月24日に長崎県で開催され、専務理事等が出席する。
- (4) 県境ブロック会議
11月に熊本県で開催され、専務理事が出席する。

3 県会議

- (1) 定例会議(理事会、評議員会)
6月、12月、3月に大分市で開催する。
- (2) その他
他機関が開催する交通安全活動関係会議に担当者が出席する。

4 その他

必要に応じ、支部事務局長会議等を開催する。

第9 研修

1 交通指導員研修会の実施

(1) 3月に17支部女性交通指導員研修会を実施する。

(2) 11月17、18日に東京で開催する自転車安全教育特別指導者講習会に参加する。

2 都道府県道路使用適正化業務担当者研修

5月13日に東京で開催される全国研修会に参加する。

3 地域交通安全活動推進委員、研修会参加

6月10日に東京で実施の全国研修会に参加する。

4 女性ドライバー協議会研修会の実施

7月20日に大分市で研修会を実施する。

5 電算入力事務担当者研修会の実施

12月に実施する。

6 更新時講習、違反者・停止処分者講習指導員研修

(1) 宮崎県で実施される研修会に講習員を参加させる。

(2) 自動車安全運転センター中央研修所に入所して、指導員研修を受ける。

7 二輪車安全運転指導員研修

年2回三重県鈴鹿市他で実施される研修会に参加する。

8 視察

交通安全活動推進方策向上のため、交通安全施設、団体、行事等を必要により視察する。

第10 行政機関から委託等を受けた事業

1 更新時講習業務、停止処分者・違反者講習業務、原付講習業務

各種講習の目的に沿って、講習体制を整備し、適正かつ効果的な講習を実施する。

2 更新通知・高齢者講習通知業務

適正かつ確実な業務を実施する。

3 道路使用許可調査業務

大分中央警察署管内の道路使用の許可条件の履行及び原状回復の状況等を調査し、交通の安全と円滑に寄与する。

4 自動車保管場所証明・届出等の電算入力業務

適正かつ確実な業務を実施する。

5 運転免許関係業務

適正かつ確実な業務を実施する。

6 収入証紙売りさばき業務、運転免許証の郵送業務

県民の利便性に配慮し、適正かつ確実な業務を実施する。

第11 大分県自動車学校における業務

1 優良運転者の育成

車社会に多くの運転者を送り出している指定自動車教習所の社会的責任・役割を果たすため、安全運転の知識・技能について教習を実施し、優良運転者を育成するとともに、初心運転者の事故率の低減を図る。

2 地域交通安全研修センターとしての活動

(1) 高齢者講習

高齢運転者が増加する中、公益法人設立の指定自動車教習車として、講習体制を整備し、適正かつ効果的な講習を実施する。

(2) 取消処分者講習、初心運転者講習

公安委員会からの指定を受けた講習について、適正かつ効果的な講習を実施する。

(3) 企業安全運転講習、ペーパードライバー教習等

職業ドライバーに対する企業安全運転講習からペーパードライバーまで、広く目的に沿った効果的な講習を実施する。

(4) 障害者に対する講習

障害者に対する講習体制を整備し、適正かつ効果的な講習を実施する。